

# 随時監査結果報告書

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、みよし市監査基準に準拠して随時監査を次のとおり実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

金子 晃  
阿部 憲明

## 第2 監査の種類

物品管理に関する監査

## 第3 監査の概要

### 1 監査の実施日

令和7（2025）年11月5日

### 2 対象部局課

総務部協働推進課（みなよし交流センター）

### 3 監査の対象とした事項及び範囲

物品管理に関する事務

### 4 監査の着眼点及び実施方法

令和7（2025）年4月1日から10月31日までに納入された物品のうち監査委員が指定する備品について、みよし市物品管理規則（以下「管理規則」という。）に基づき、次の事項に着眼して、現物の実査及び備品台帳、契約書等の関係書類との照合を行うとともに、関係職員から聴き取りを行いました。

- (1) みよし市契約規則（以下「契約規則」という。）、物品購入等に関する事務取扱要領等に基づき物品購入契約事務が適切に行われているか。
- (2) 物品の規格、数量等は、契約書どおりに納品されているか。
- (3) 管理規則に基づき物品の管理、保管及び使用が適切になされているか。
  - ア 備品に標識が付してあるか。
  - イ 保管の方法及び場所は適切か。
  - ウ 備品台帳は整備されているか。
  - エ 消耗品は消耗品受払簿に記載されているか。
- (4) 更新の場合、不用品の処理が適切に行われているか。
  - ア 不用決定がされているか。
  - イ 廃棄等が適切に行われているか。

#### 第4 監査の結果

みなよし交流センターは、「みなよし市地区拠点施設整備基本構想」に基づき、みなよし市の地区拠点施設として2か所目で令和7年10月1日にオープンしました。

監査では、みなよし交流センターで購入した3万円以上の備品418点（うち重要備品26点を含む）から下表の備品22点を抜き取りで確認しました。

No	確認した備品	購入数
1	ついたて、パーテーション（パーテーションスタンド）	20
2	案内板（L）	3
3	傘立て（筒形鍵無し傘立て60本用）	4
4	キャビネット（3段キャビネット）	4
5	講演台	2
6	アンプ、スピーカー（ワイヤレスアンプ）	1
7	発酵器	2
8	AED収納ボックス	1
9	ついたて、パーテーション（スクリーンブース）	1
10	冷蔵庫	1
11	AED	1
12	プロジェクター	1
13	血圧計	1
14	2人掛けソファ（木製脚）	4
15	ショルダープレイスマシーン	1
16	その他用具	5
17	エアロバイク	2
18	パーテーション	4
19	エアロバイク	2
20	トレッドミル セノー	2
21	トレッドミル（手すり付）	2
22	券売機	1

※1から10まで3万円以上の備品、11から22まで30万円以上の重要備品

備品は、備品台帳が整備され、備品に標識が付されていました。備品台帳に記載されている品名、規格、数量と現物を突き合わせた結果、誤りがないことを確認しました。

また、重要備品のうちチェア、テーブル、パーテーション、ソファ、リビングテーブル、スタッキングツールは「(仮称) みなよし地区拠点施設備品（木製家具）」の契約書に基づき、備品の構造主体となる木材は木曽町産ヒノキ材を使用して作製、納品されていました。

No. 9



No. 14



No. 18



No. 15 から 21



みよし市消耗品管理基準では、管理規則第3条第1項第2号に規定する消耗品（備品としての形状を有するものに限る。）に関し、適切な管理を行うため、取得単価が1万円以上のもの、または取得単価が1万円未満のもののうち、所管課が管理を必要とするものは、管理規則第27条の規定により消耗品受払簿を作成し、記録をしなければならないとされています。みなよし交流センターは管理規則に基づき消耗品受払簿の整備がされていることを確認しました。

## 第5 監査意見

みなよし交流センターにおける物品管理事務は、管理規則等に基づき適正に処理されていると認められました。